

岩手県告示第54号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの住所の変更について次のとおり届出があった。

平成23年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所		変更年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人若竹会	宮古市大字崎山第5地割字内ノ沢94番地	宮古市和見町8番33号	平成22年10月10日